＜県外用＞

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金（通常給付）申請に必要な書類

※別添の「千葉県私立高等学校等奨学のための給付金対象確認シート」を御確認ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 必要書類 | 支給区分１ | 支給区分２ | | 支給区分３ |
| 生活保護（生業扶助）受給世帯  【全日・定時  ・通信制】 | 道府県民税所得割及び市町村民税  所得割が非課税である世帯 | | |
| 【全日・定時制】 | | 【通信制・専攻科】 |
| 非課税世帯Ａ | 非課税世帯Ｂ | 非課税世帯Ｃ |
| １ | 奨学のための給付金給付申請書（様式第１号） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 保護者等全員のマイナンバーが確認出来る書類 | **－** | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 申請者の住民票 | **－** | △※１ | △※１ | △※１ |
| 4 | 給付金受領口座届出書（様式第７号）及び通帳の写し | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 委任状（様式第８号） | △※２ | △※２ | △※２ | △※２ |
| 6 | 生活保護受給世帯であることを証する書類　※３ | ○ | － | － | － |
| 7 | 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を証する書類 | － | △※１ | △※１ | △※１ |
| 8 | 当該世帯に扶養されている高校生等及び兄弟姉妹についての健康保険証及び扶養誓約書（様式第１５号） | － | ― | ○※４ | － |
| 9 | 高校生等の在学証明書（様式第１６号）※５ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 個人対象要件証明書（専攻科に通う生徒がいる世帯のみ）（様式第２１号） | ― | ― | ― | ○ |

※１ マイナンバーが確認できる書類の提出が無い場合は必要。

※２　給付金の振込先として高校生等の口座を指定する場合は必要。

※３　生活保護受給証明書（当該年度の認定基準日現在における生業扶助受給が確認できるもの）又は生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第1４号）のいずれか。

※４　健康保険証が国民健康保険の場合のみ「扶養誓約書」が必要。

　　（被保険者等記号・番号等は黒塗りにして提出すること。）

※５　在学証明書（様式第1６号）と同一の内容が確認できるものであれば、高等学校等の独自様式による提出も可。学生証の写しは不可。

注１　生活保護受給証明書（認定基準日における生業扶助受給が確認できるものに限る。）及び課税（非課税）証明書については、就学支援金の収入状況確認書類として提出されたものの写しにより確認することができるものとする。

注２　給付金は、認定基準日（７月１日）の在籍が支給要件であることから、給付申請書は認定基準日以降に提出されるものであること。⇒申請日は認定基準日以降の日付のもの。

注３　申請者の住民票を提出する場合は、認定基準日（７月１日）に県内に在住していることが分かるものであること。

注４　課税（非課税）証明書を提出する場合は、申請年度の課税額が分かるものとする。

注５　保護者等全員について、マイナンバーを確認できる書類（課税（非課税）証明書等）を提出する必要がある。

注６　マイナンバーが確認できる書類とは、個人番号カードの写し、通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等を指す。ただし、通知カードについては記載事項に変更がない場合、又は、令和２年５月２５日以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限る。

注７　新入生に対する一部早期給付の申請者は、「２保護者等全員のマイナンバーが確認できる書類」、「４給付金受領口座届出書及び通帳の写し」及び「５委任状」については、提出を省略することができる。